

香港に「農林水産物・食品」を 輸出しようとする事業者の皆様へ

～ 2018年7月から香港の規制が変わりました ～

- ✓ 茨城県、栃木県、群馬県、千葉県（4県）産の野菜・果物・牛乳・乳飲料・粉乳について

①輸出事業者証明書 ②放射性物質検査証明書

の添付を条件に輸出できるようになりました。（2018年7月24日～）

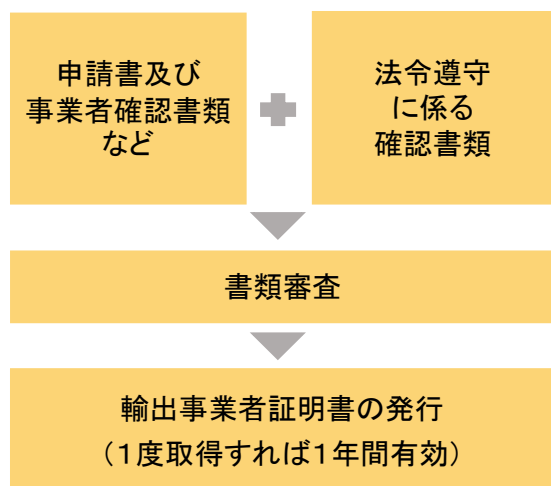
まず、輸出しようとする商品の原産地（都道府県）を確認し、適切な申請手続きの実施をお願いします。

■ 4県産の野菜・果物・牛乳・乳飲料・粉乳を輸出する際の具体的な手続き

- ◇ 輸出事業者証明書及び放射性物質検査証明書の申請は、輸出事業者（又は代理人）が行います。
- ◇ 輸出事業者証明書及び放射性物質検査証明書の申請受付及び審査は、農林水産省 関東農政局（本局）で行います。
- ◇ 輸出事業者証明書の交付は郵送又は関東農政局（本局）の窓口で行い、放射性物質検査証明書の交付は郵送又は各地の農政局・拠点等の窓口で行います。

①輸出事業者証明書の申請

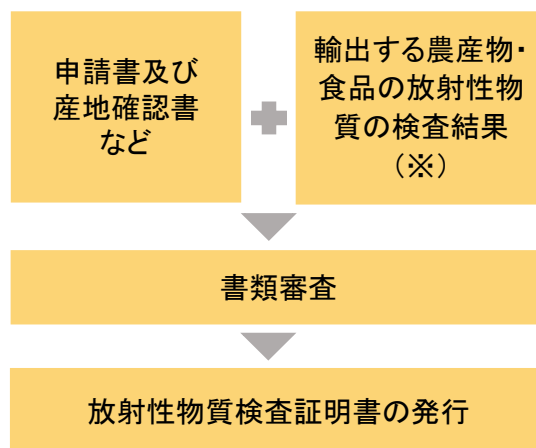
（郵送又は関東農政局窓口で申請※）



※2019年3月からWEB申請も対応予定。

②放射性物質検査証明書の申請

（WEBで申請）



※ 香港向け登録検査機関やサンプリング方法等について指定がありますので、必ず事前に 関東農政局にお問い合わせください。

■ 香港の輸入規制の概要（赤の枠内は2018年7月24日に変更された規制内容）

	地域	品目	規制内容	証明書発行機関
1	福島	野菜、果物、牛乳、 乳飲料、粉乳	輸入停止	
2	茨城、栃木、 群馬、千葉 (4県)	野菜、果物、牛乳、 乳飲料、粉乳	<輸出事業者証明> 日本、香港の表示、貿易等の関係法令に違反 していないことにつき、政府機関による証明 <放射性物質検査証明> 香港の放射性物質の基準(注)に適合してい ることにつき、政府機関による証明	関東農政局
3	福島、茨城、 栃木、群馬、 千葉(5県)	水産物、食肉、 家禽卵	<放射性物質検査証明> 同上	東北農政局 関東農政局 水産庁(水産物)
4		その他の食品	香港側で水際検査を実施	
5		上記5県以外		全ての食品

注：香港の放射性物質の基準は(Cs134+Cs137:1,000Bq/kg)

しかし放射性物質の検査結果が日本の基準値(一般食品:100Bq/kg、牛乳・乳児用食品:50Bq/kg)を上回っている場合は、証明書の発行はできません。

《ご注意下さい》

香港に輸出事業者証明書及び放射性物質検査証明書を添付せず、4県産の野菜・果物・牛乳・乳飲料・粉乳を輸出した事業者は、3年間、輸出事業者証明書が発給停止となります。これに伴い、4県産のそれらの品目の輸出が3年間できなくなります。

■お問い合わせ先

◇ 証明書の発給手続きについて

農林水産省 **関東農政局** 地域連携課 輸出証明支援係

☎ 048-740-0111(直通)

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館10階

◇ 香港の輸入規制全般について

農林水産省 **輸出促進課 海外輸入規制対策室** 香港担当

☎ 03-6744-2061(直通)

(関連サイト) http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/hk_shoumei.html